

(別紙3)

令和7年度 茨城県立鹿島特別支援学校 体験学習実施要項

茨城県立鹿島特別支援学校

1 体験学習の趣旨

学校見学及び教育相談の結果、特別支援学校やその教育内容に対する理解と認識をさらに深めたいとの希望がある場合に、小・中学校在籍の児童生徒に対し、本校授業への体験参加を実施する。

2 対象者

本校で学校見学及び教育相談実施後、体験学習を希望する小・中学校在籍の児童生徒

- ・教育措置変更のための判断資料にする場合
- ・教育措置変更が決定した場合

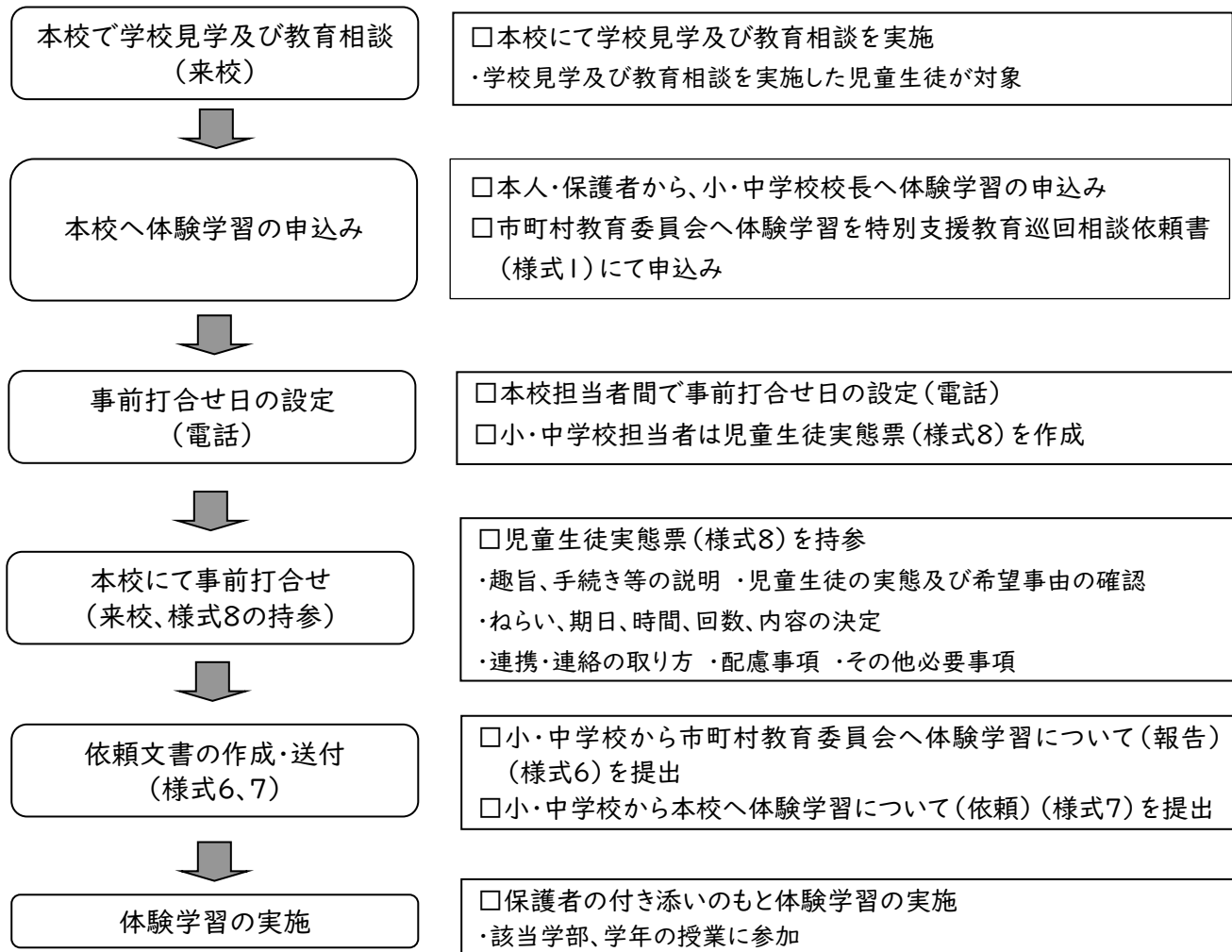
3 期間・内容・実施回数について

○ 本人・保護者のニーズがあった場合、下記に従って実施する。ただし、緊急の教育措置変更の場合はこの限りではない。

○ 実施時間は、第1校時から第4校時までとする。

実施期間	対象	実施目的	受け入れ回数
2学期(9～11月)	小学1年生 ～中学2年生 ※小学6年生は除く	特別支援学校への教育措置変更の判断をするための体験学習	一人につき 1回まで
3学期(1～3月)		次年度本校への教育措置変更が決定した児童生徒の転入に備えての体験学習	一人につき 1回まで

4 手続き



5 確認事項

- 本校で学校見学及び教育相談を実施した児童生徒を対象とする。
- 所定の書面をもって手続きをする。
- 体験学習の際は、保護者の責任の下、送迎・付き添いを原則とする。
- 体験学習中、当該児童生徒にけが等が生じた場合には、在籍校教育課程内のこととして取り扱う。（独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済の適用とする。）
- 体験学習中の連携・連絡方法については、担当者間で十分に協議する。
- 窓口は一本化（相談支援センター担当）し、保護者や相手校との連携の円滑化を図る。相手校と連絡を取り合い本人の様子や実施状況によっては、中止も含めて検討する。
- 本人や保護者の都合等により体験学習に欠席した場合の振替は原則なしとする。
- 体験学習にかかる経費については、自己負担とする。